

御代田町緊急経済対策本部設置要綱

(設置)

第1 世界的な金融不安や景気悪化への懸念の広がりを背景とする経済状況等の悪化に対し、国や長野県の経済対策との整合等を図りながら、御代田町として対応可能な施策に、関係課等が連携して的確に取り組むことにより、町民生活や企業活動の安心・安定が図られるよう、御代田町緊急経済対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経済状況等の悪化に伴う町民生活、企業活動等への対策の推進
- (2) 経済状況等の悪化への対策の推進に関する関係課間の調整
- (3) その他経済状況等の悪化の対策について必要な事項

(構成員)

第3 対策本部は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4 対策本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総括し、対策本部会議の議長となる。
- 4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。
- 5 副本部長は副町長及び教育長をもって充て、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5 対策本部会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6 対策本部の事務局を産業経済課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が対策本部会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年12月26日から施行する。

別表 1 (第 3 關係)

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長 教育長 |
| 構成員 | 総務課長 企画財政課長 税務課長 町民課長 保健福祉課長 産業経済課長 建設課長 会計管理者 議会事務局長 教育次長 |